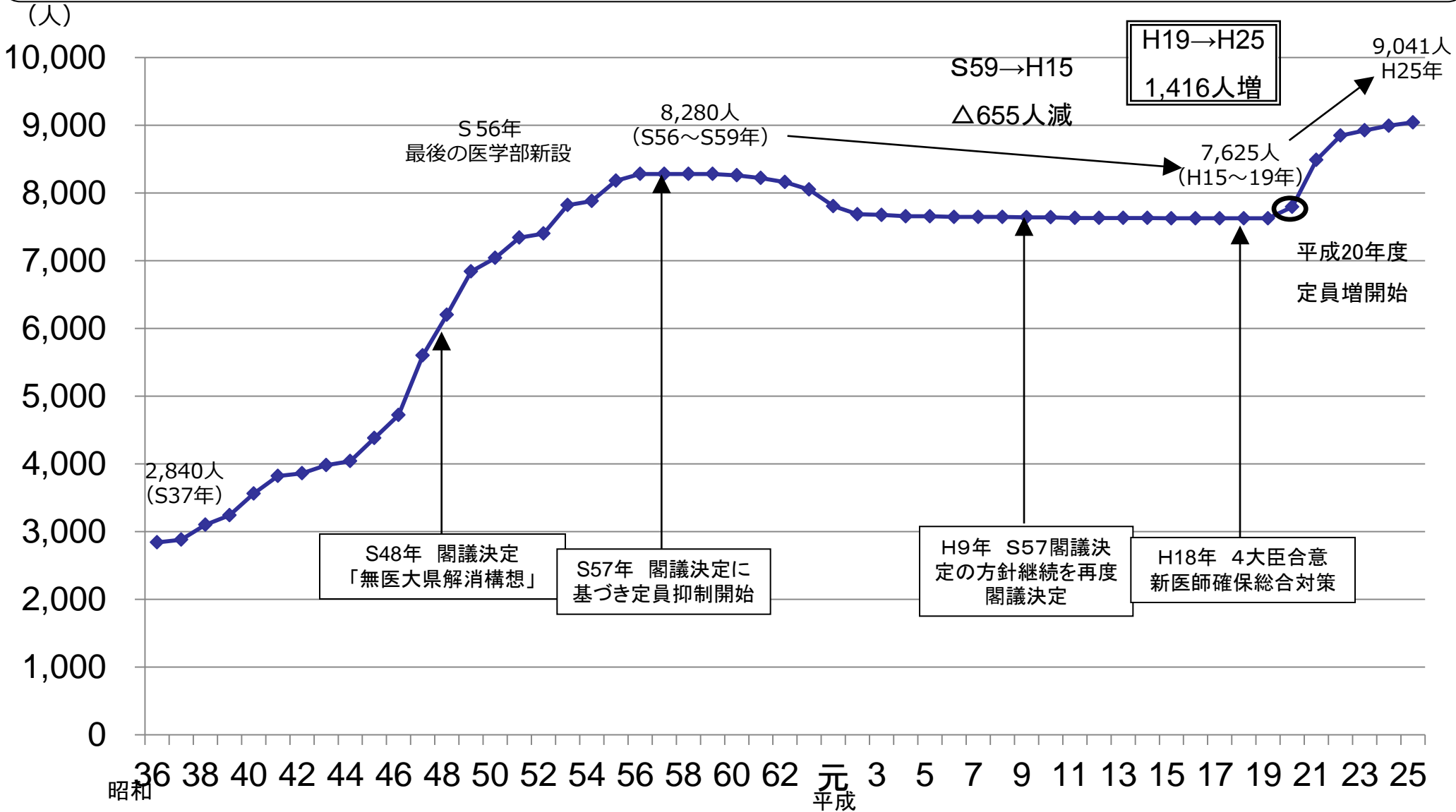


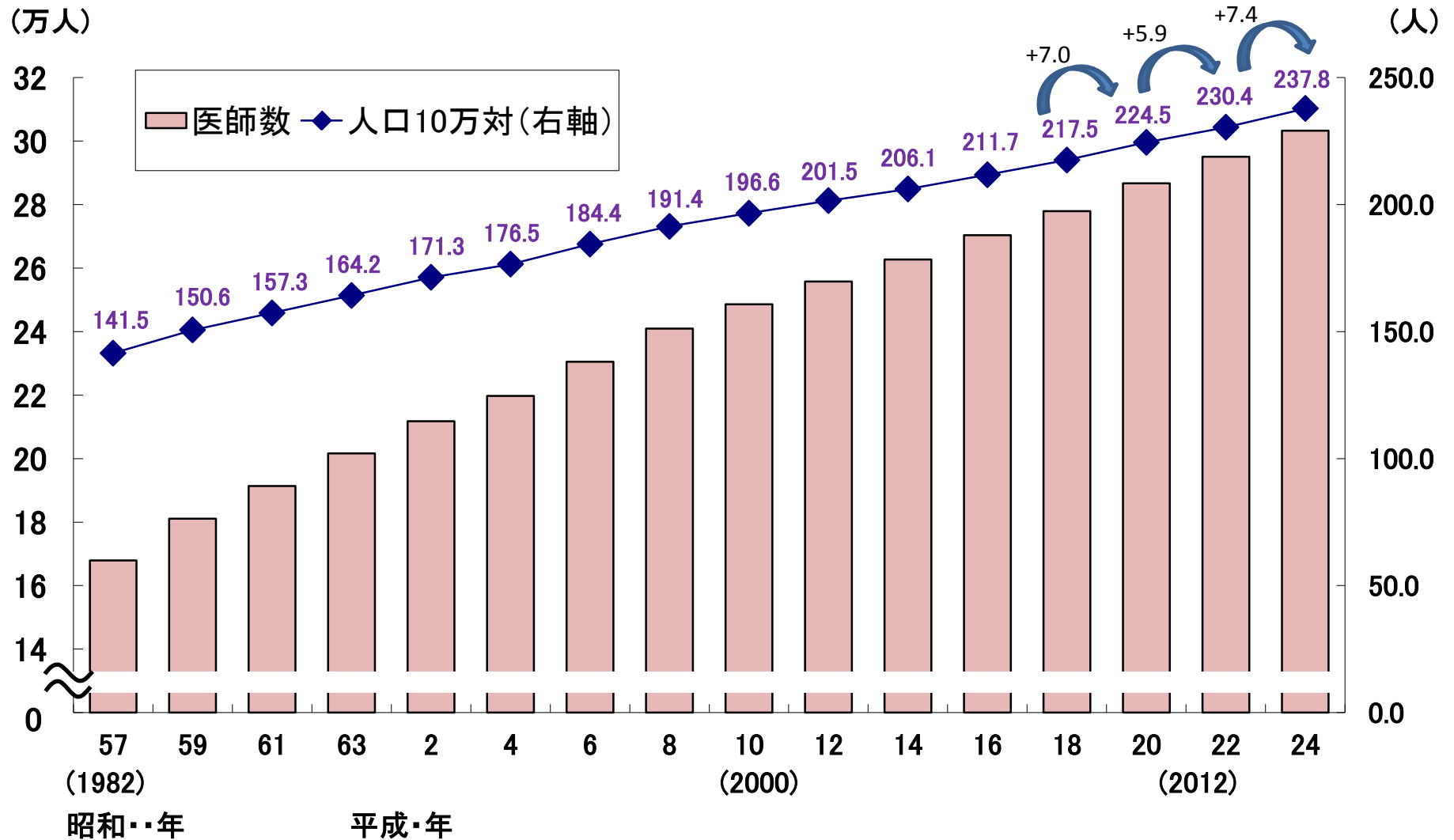
# これまでの医学部(医学科)入学定員の推移

- 昭和57年閣議決定に基づき、医師過剰の懸念から医学部定員の抑制を開始。
- 平成18年財務、総務、文科、厚労4大臣合意以後、地域の医師確保の必要性から偏在解消策と組み合わせた医学部定員増(地域枠)を開始。(H20→H25の6年で1,416人増)



# 人口10万対医師数の年次推移

- 近年、死亡等を除いても、医師数は4,000人程度、毎年増加している。  
 (医師数) 平成14年 26.3万人 → 平成24年 30.3万人 (注) 従事医師数は、28.9万人





平成25年12月17日

東北地方における医学部設置認可に関する基本方針について  
(3省庁合意)

東北地方における医学部設置認可については、平成25年11月29日に、文部科学省としての基本的な考え方をお示しました。

これを踏まえ、このたび、復興庁・文部科学省・厚生労働省の3省庁で「東北地方における医学部設置認可に関する基本方針」を定めましたのでお知らせします。

(参考) これまでの経緯

平成25年11月29日 文部科学大臣の基本的な考え方を表明。

平成25年12月5日 「好循環実現のための経済対策」(閣議決定)において、「東北地方における復興のための医学部新設の特例措置」に取り組むことが盛り込まれた。

<担当> 高等教育局医学教育課  
課長 袖山 禎之  
企画官 平子 哲夫  
課長補佐 小野 賢志  
電話：03-6734-2509 (直通)

平成 25 年 12 月 17 日  
復 興 庁  
文 部 科 学 省  
厚 生 労 働 省

東北地方における医学部設置認可に関する  
基本方針について

「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）において、東日本大震災の被災地の復旧・復興の施策の一つとして位置付けられた「東北地方における復興のための医学部新設の特例措置」については、別紙の「東北地方における医学部設置認可に関する基本方針」を定め、三省庁の密接な連携の下、復興のための取組として、地域医療への影響に配慮しつつ、着実に取り組むこととする。

# 東北地方における医学部設置認可に関する基本方針

## ○目的

震災からの復興、今後の超高齢化と東北地方における医師不足、原子力事故からの再生といった要請を踏まえつつ、将来の医師需給や地域医療への影響も勘案し、東北地方に1校に限定して、一定の条件を満たす場合に医学部新設について認可を行うことを可能とする。

## ○進め方

東北地方における新設の趣旨や留意点等の条件に適合した医学部について認可を行うため、通常の設定認可手続きの前に、医学部設置を希望する学校法人・地方公共団体等から、基本方針を踏まえた医学部新設構想を受け付ける。有識者会議での検討を踏まえ、基本方針で示した条件等に適合し、最も趣旨にかない、実現可能性のある構想を一つ採択し、その医学部についてのみ、文部科学大臣による設置認可審査の手続を進める。

構想の審査に当たっては、以下の留意点等に関して、医療政策の観点から厚生労働省、復興の観点から復興庁等の関係省庁及び関係地方公共団体の意見を踏まえて決定する。

## ○留意点（必要な条件整備）

- ① 震災後の東北地方の地域医療ニーズに対応した教育等を行うこと  
(例：総合診療や在宅医療、チーム医療等に関する教育、災害医療に関する教育、放射線に係る住民の健康管理に関する教育等)
- ② 教員や医師、看護師の確保に際し引き抜き等で地域医療に支障を来さないような方策を講じること(例：広く全国から公募を行うこと、既存の大学や医療機関、地方公共団体等との提携により計画的な人材確保を行うこと、特に人材が不足している地域や診療科の医師の採用には十分配慮すること等)
- ③ 大学と地方公共団体が連携し、卒業生が東北地方に残り地域の医師不足の解消に寄与する方策を講じること(例：地域枠奨学金や入試枠を設定すること等)
- ④ 将来の医師需給等に対応して定員を調整する仕組みを講じること(例：既存の医学部の定員増と同様に、入学定員のうち一部を平成〇年度までの臨時定員とすること等)

次ページ有り

## ○教育上必要な基準等

附属病院の病床や診療科，医師数等について，現行の設置基準のほか，過去の基準や既存の附属病院の水準（別紙「参考」を参照）も参酌しつつ，医学教育モデル・コア・カリキュラム等に定める教育目標への到達に必要な教育環境を確保する。

（過去の基準の例）附属病院は最低 600 床以上を有すること 等

（既存の附属病院の水準の例）附属病院の医師数は同規模病院の約 2 倍

ただし，復興という目的や設置時の地域医療への影響等に鑑み，必要がある場合には，医学教育上必要な代替措置を講じることを条件に，弾力的な扱いを行うことも個別に検討。

## ○法令上の手当

基本方針に基づき，新設構想が採択された医学部に限って特例として設置認可の対象とできるように，文部科学省において関係省令や告示等の規定の特例を措置する。

<関係省令・告示>

「大学，大学院，短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」（平成 15 年 3 月 31 日文部科学省告示第 45 号）（医学部設置を認可の対象としない旨を規定）

「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」（平成 18 年 3 月 31 日文部科学省令第 12 号）（認可申請期間や申請書類等について規定） 等

## ○その他

- ・東北地方以外での医学部新設については，これまでの定員増の効果の検証や今後の医師需給と社会保障制度改革の状況等を踏まえ，今後検討する。
- ・なお，将来的な医学部定員の在り方については，これまでの定員増の効果の検証や今後の医師需給と社会保障制度改革の状況等を踏まえ，今後検討する。

<最短スケジュール例※> 既存大学に医学部を設置し H27 年 4 月開学を行う場合

